

令和7年定例会 提出議案件名一覧表(10月24日上程分)

議案第143号	土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて	※10月24日採決済
認定第5号	令和6年度三重県一般会計歳入歳出決算	
認定第6号	令和6年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算	
認定第7号	令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算	
認定第8号	令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
認定第9号	令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	
認定第10号	令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算	
認定第11号	令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算	
認定第12号	令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	
認定第13号	令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	
認定第14号	令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	
認定第15号	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算	
認定第16号	令和6年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

第 1 内容

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備する必要があるものである。

第 2 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議提議案第五号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十一月十八日

提出者

倉本 崇弘
田中 智也
藤根 正典
杉本 熊野
野口 正
村林 聡
稲垣 昭義
青木 謙順
津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例による。この場合において、職員等の旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四十六号）第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第十三条本文中「規則で定める額」とあるのは「議長が別に定める額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。</p>
	<p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。</p>
	<p>3 公務雑費は、実費額により支給する。</p>
	<p>4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業</p>

<p>6 5 9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 5 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>7 5 10 (略)</p> <p>6 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。</p>
<p>第八条 議長は、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p>	<p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p> <p>6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。</p> <p>5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。） 一万五千五百円</p> <p>二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分については、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備する必要があるので、これが、この議案を提出する理由である。

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その13)

区 分	件 名	概 要																
		<table border="1"> <tr> <td>予 算</td> <td>15 件</td> <td rowspan="6">議案40件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	15 件	議案40件	条 例	9 件	そ の 他 議 案	16 件	認 定	0 件	報 告	2 件	提 出	0 件	計	42 件	
予 算	15 件	議案40件																
条 例	9 件																	
そ の 他 議 案	16 件																	
認 定	0 件																	
報 告	2 件																	
提 出	0 件																	
計	42 件																	
◎予算 (15件) 総務部	<p>【議案第 144 号】令和7年度三重県一般会計補正予算(第4号) (補正額 約9億円)</p> <p>【議案第 145 号】令和7年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲14億円)</p> <p>【議案第 146 号】令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約27億円)</p> <p>【議案第 147 号】令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2億円)</p> <p>【議案第 148 号】令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲3千万円)</p> <p>【議案第 149 号】令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約50万円)</p> <p>【議案第 150 号】令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲1億円)</p> <p>【議案第 151 号】令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3千万円)</p> <p>【議案第 152 号】令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4千万円)</p> <p>【議案第 153 号】令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2百万円)</p> <p>【議案第 154 号】令和7年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2万円)</p> <p>【議案第 155 号】令和7年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲12億円)</p>																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【議案第 156 号】令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲7億円)	
	【議案第 157 号】令和7年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) (補正額 約1億円)	
	【議案第 158 号】令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲26億円)	
◎条例案 (9件)	【議案第 159 号】	
子ども・福祉部	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (公布の日から施行)
		(内容)
		(1) 次に掲げる条例において、虐待等の禁止の規定を整備する。
		① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例
		② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
		(2) 次に掲げる条例の規定を整理する。
		① 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
		② 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
		③ 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	【議案第 160 号】	
子ども・福祉部	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (令和8年3月1日から施行)
		(主な内容)
		・ 次に掲げる条例において、施設の長及び児童指導員の任用要件に係る規定を整備する。
		① 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
		② 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	【議案第 161 号】	
地域連携・交通部	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案	公職選挙法の一部改正に鑑み、選挙運動のために使用するポスターに関する規定を整備するものである。 (令和8年1月1日から施行)

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 162 号】 三重県行政手続条例の一部を改正する条例案	行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞の通知に関する規定を整備するものである。 (公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行) (主な改正内容) ・ 不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知について、公示すべき事項をインターネットで公表するとともに、掲示場へ掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の画面上で閲覧できる状態に置くものとする。
総務部	【議案第 163 号】 三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案	国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする基金について、基金に係る事業の実施期間を延長するため、条例の効力の規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (改正内容) ・ 条例の効力を令和13年3月31日(現行:令和12年3月31日)までに実施された事業の精算が完了した日に延長する。
地域連携・交通部	【議案第 164 号】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	政党助成法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (令和8年1月1日から施行) (改正内容) ・ 政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付手数料を新設する。
教育委員会	【議案第 165 号】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に鑑み、教職調整額の規定等を整備するものである。 (令和8年1月1日から施行) (改正内容) (1) 教職調整額の支給額を給料月額100分の10(現行100分の4)に段階的に引き上げる。 (2) 教職調整額の支給対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。 (3) 特殊勤務手当のうち、多学年学級担当手当を廃止し、船員作業手当を新設する。 (4) 義務教育等教員特別手当について、校務類型その他の事情を考慮して支給することとする。 (5) その他規定を整備する。
教育委員会	【議案第 166 号】 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を整備するものである。 (令和8年1月1日から施行) (改正内容) ・ 時間外勤務に関する特例の対象となる教育職員から、指導改善研修被認定者を除く。

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<p>【議案第 167 号】 三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関に関する告示の一部改正に鑑み、委員数の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議の委員を66名(現行65名)以内とする。

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (16件) 総務部	【議案第 168 号】 当せん金付証券の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 ○ 発売総額 令和8年度 150億円以内
農林水産部	【議案第 169 号】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	令和7年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 170 号】 国営青蓮寺用土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について</p>	<p>平成26年度から農林水産省が行った国営青蓮寺用土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。</p>
県土整備部	<p>【議案第 171 号】 工事請負契約について</p>	<p>一般国道311号(新鹿工区)道路改良(新鹿逢神トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 熊野市新鹿町 地内 ○ 契約金額 2,498,100,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・井本・宝龍特定建設工事 共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一 ○ 工事の概要 <ul style="list-style-type: none"> 施工延長 L=540.0m 幅員 W=5.5(8.50)m トンネル工 L=493.0m 内空断面積 A=45.6㎡ 掘削工(NATM(発破掘削)工法) V=27,600㎥ 覆工コンクリート工 V=3,960㎥ インバート工 V=583㎥ 舗装工 A=3,378㎡ 坑門工 N=1式

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 172 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 鳥羽市河内町 地内 ○ 契約金額 変更前 8,562,928,000円 変更後 8,813,761,000円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市栄町1丁目864 前田・水谷・磯部特定建設工事共同 企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三 重営業所 所長 水野 裕史 ○ 工事の概要 重力式コンクリートダム(流水型ダム) 堤高 H=39.0m 堤頂長 L=176.5m 堤体積(減勢工含む) V=60,610^m³ 基礎掘削 V=158,130^m³
<p>総務部</p>	<p>【議案第 173 号】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>令和7年9月5日、三重県志摩庁舎敷地内の樹木が倒れ、隣接する民間駐車場に駐車中の車両が損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p style="text-align: center;">損害賠償額 376,000円</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 174 号】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について</p>	<p>「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条の規定により平成24年7月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定(令和2年3月変更)し、農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたが、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定や、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正など、本県の農業及び農村を取り巻く情勢が大きく変化していることから、これに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 題名を「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」に改める。 ・ 三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画は、次の5章で構成する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1章 基本計画策定の考え方 基本計画策定の考え方について示したものである。 (2) 第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢 農業及び農村を取り巻く情勢の変化、本県農業及び農村の現状について示したものである。 (3) 第3章 農業の振興及び農村の活性化に向けた基本的な考え方 農業・農村の果たす役割、めざすべき将来の姿を示したものである。 (4) 第4章 農業の振興及び農村の活性化に向けた施策の展開 各基本事業の具体的な施策、主要な目標を示したものである。 (5) 第5章 推進体制の整備 計画の推進体制、特に注力する取組について示したものである。 <p>(計画の期間) 令和8年度から令和17年度までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	<p>【議案第 175 号】 三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県身体障害者総合福祉センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県身体障害者総合福祉センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者</p> <p>所在地 津市一身田大古曾670番地2 名称 社会福祉法人三重県厚生事業団 代表者 理事長 高野 吉雄</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	<p>【議案第 176 号】 三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県視覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県視覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋二丁目130番地 名称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 代表者 理事長 中島 信哉</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	<p>【議案第 177 号】 みえこどもの城の指定管理者の指定について</p>	<p>みえこどもの城の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、みえこどもの城の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 松阪市立野町1291番地 名称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 代表者 代表理事 中山 恵里子</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
子ども・福祉部	<p>【議案第 178 号】 三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県母子・父子福祉センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県母子・父子福祉センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋二丁目131番地三重県社会福祉会館内 名称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 代表理事 伊藤 二時子</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 179 号】 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県交通安全研修センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県交通安全研修センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> 所在地 津市高茶屋4丁目48番8号 名称 一般財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 稲垣 清文 ○ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
環境生活部	<p>【議案第 180 号】 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県環境学習情報センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県環境学習情報センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階 名称 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役 淡野 文孝 ○ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 181 号】 三重県民の森の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県民の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県民の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 三重郡菰野町小島4059番地 名称 NPO法人ECCOM 代表者 理事長 森 豊</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
農林水産部	<p>【議案第 182 号】 三重県上野森林公園の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県上野森林公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県上野森林公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 三重郡菰野町小島4059番地 名称 NPO法人ECCOM 代表者 理事長 森 豊</p> <p>○指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
観光部	<p>【議案第 183 号】 三重県営サンアリーナの指定 管理者の指定について</p>	<p>三重県営サンアリーナの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営サンアリーナの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> 所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地の4 名 称 株式会社スコルチャ三重 代表者 代表取締役 濱田 典保 ○ 指定の期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
◎報告 (2件) 農林水産部	【報告第 25 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年5月2日多気郡多気町波多瀬地内の県道において発生した松阪農林事務所(農村基盤室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 812,900円
環境生活部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年8月18日津市一身田町地内において発生した廃棄物監視・指導課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 167,200円
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年4月18日度会郡度会町川上地内の県道において発生した伊勢建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,619,618円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和5年7月2日四日市市楠町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,789,024円</p> <p>令和6年7月10日鈴鹿市西条六丁目地内の県道において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 484,500円</p> <p>令和7年4月4日四日市市泊小柳町地内の国道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 355,500円</p> <p>令和7年6月5日名張市桔梗が丘8番町地内の駐車場において発生した鑑識課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 92,500円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年6月20日四日市市海山道町地内の国道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 121,500円
警察本部	【報告第 26 号】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 【契約名称】 三重県警察公文書管理システム再構築及び 運用保守業務委託並びにシステムサーバ 機器賃貸借(保守付き) 【履行場所】 警察本部 【契約金額】 219,943,900円 【契約方法】 一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社JECC 営業統括本部長 石崎 洋 【契約締結の年月日】 令和7年9月2日 【契約期間】 令和7年9月2日から 令和15年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 情報基盤システム再構築委託及び機器賃貸借</p> <p>【履行場所】 警察本部、運転免許センター及び警察署</p> <p>【契約金額】 163,888,435円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目17-1 NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎</p> <p>【契約締結の年月日】 令和7年10月16日</p> <p>【契約期間】 令和7年10月16日から 令和13年2月28日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 野代導水ポンプ所特別高圧設備取替工事 【履行場所】 桑名市多度町下野代地内ほか 【契約金額】 1,124,200,000円 【契約方法】 一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都中央区東日本橋3丁目3番11号 昷株式会社 代表取締役 中川 崇</p> <p>【契約締結の年月日】 令和7年10月16日</p> <p>【契約期間】 令和7年10月16日から 令和11年2月26日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は 製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 多気浄水場非常用発電設備改良工事 【履行場所】 多気郡多気町相可地内 【契約金額】 変更前 595,045,000円 変更後 601,086,200円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市諏訪栄町1番1号 昱耕機株式会社 三重営業所 所長 水谷 晃史 【変更契約締結の年月日】 令和7年9月25日 【契約期間】 令和5年11月21日から 令和7年12月9日まで</p>

令和7年定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
11月	18日	火	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	代表者会議 議会運営委員会
	19日	水	休 会	
	20日	木	休 会	
	21日	金	休 会	
	22日	土		
	23日	日	(勤労感謝の日)	
	24日	月	(振替休日)	
	25日	火	本会議 採決 議案上程(11月定例会月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	26日	水	休 会	
	27日	木	休 会	
	28日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	29日	土		
	30日	日		
12月	1日	月	本会議 一般質問	
	2日	火	休 会	
	3日	水	本会議 一般質問	
	4日	木	休 会	
	5日	金	本会議 一般質問	
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	9日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	10日	水	委員会 付託議案審査〔 政策企画 雇用経済観光、 防災 県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	11日	木	委員会 付託議案審査〔 総務 地域連携交通、 環境生活 農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	金	委員会 付託議案審査〔 政策企画 雇用経済観光、 防災 県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	委員会 付託議案審査〔 総務 地域連携交通、 環境生活 農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	16日	火	休 会 (常任委員会予備日)	
	17日	水	休 会 (委員会等予備日)	
	18日	木	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	19日	金	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

・ 11月25日(火) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 10月25日(土)～11月24日(月)

令和 7 年定例会 11 月定例月会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 7 年 11 月 25 日 (火)
本会議散会後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順
- (1) 議提議案
- (2) 知事提出議案

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		
政策企画部	○		
雇用経済部	○		
地域連携・交通部	○		
防災対策部	○		
医療保健部	○		
子ども・福祉部	○		
環境生活部	○	○	
農林水産部	○	○	
観光部	○		
県土整備部	○	○	
企業庁	○	○	
病院事業庁	○		
教育委員会	○		
警察本部	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局、監査委員事務局、出納局、
議会事務局

質問者一覧表(案)

令和7年定例会(11月定例会会議)

月 日 (曜)	質問区分	順序・氏名 (会派)				
		1	2	3	4	5
12月1日 (月)	一般質問	議員 (自民党県議団)	議員 (草莽)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
12月3日 (水)	一般質問	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	
		1	2	3	4	
12月5日 (金)	一般質問	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	
		1	2	3	4	

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	7回	自由民主党	6回	自民党県議団	1回	草莽	1回
公明党	1回	日本共産党	1回	参政党	1回		

年間の一般質問者配分について（案）

議員の欠員により、一般質問を配分する人数が 45 名となったことから、今後の年間の一般質問者の配分について、次のとおり変更する。

1 配分等の考え方

- ・各定例会議の一般質問の日数は、これまでどおり 3 日間とする。
- ・1 日の質問者数は、原則として 4 人とする。
- ・各定例会議において、質問者数並びに各会派への配分の平準化に努める。
- ・議員辞職等により質問者数の変更があった場合は、変更があった時に協議し、決定する。

2 年間の配分

	令和 8 年度以降	現行の取決め (R7. 9. 19 決定)	
		令和 8 年度以降	令和 7 年度
6 月 定例会議	4 名 × 3 日	4 名 × 3 日	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日
9 月 定例会議	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日	4 名 × 3 日	4 名 × 3 日
11 月 定例会議	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日	4 名 × 3 日
2 月 定例会議	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日	(1・2 日目) 4 名 × 2 日 (3 日目) 3 名 × 1 日

※ 令和 7 年度は、議会運営委員会の協議により 30 分枠が認められていることから、9 月定例会議及び 2 月定例会議の一般質問は、30 分枠 × 1 名を含む 11.5 名分で実施。

請願の処理経過及び結果の報告

○ 令和4年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて

○ 令和5年第2回定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて
- ・ 客引き等防止条例の制定を求めることについて

○ 令和6年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における提出書類の見直しについて
- ・ 県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の導入を求めることについて

○ 令和7年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 株式会社三重県松阪食肉公社の早期施設整備に関することについて
- ・ 県独自の日本酒産業振興施策の強化等を求めることについて
- ・ 子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

12月15日（月）午後5時まで

議 員 派 遣 一 覧 表

1 全国都道府県議会議長会 第3回男女共同参画委員会

(1) 派遣目的

都道府県議会の議長・副議長経験がある女性議員、男性議長で構成される本委員会において、都道府県議会における男女共同参画の推進のため意見交換し、報告・提言を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年12月22日 1日間

(4) 派遣議員 杉本 熊野 議員

1 1 月 2 5 日の議事予定

議長発言
知事発言
自治功労者表彰状 伝達式

開 議
諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）の提出について
- ・ 議提議案の配付について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 定期監査結果報告書の配付について
- ・ 住民監査請求の監査結果の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第 1 認定第 5 号から認定第 1 6 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第 2 議提議案第 5 号
〔提案説明〕

日程第 3 議案第 1 4 4 号から議案第 1 8 3 号まで
〔提案説明〕

日程第 4 議員派遣の件

休会の件
散 会

議案聴取会
代表者会議
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会
委員長インタビュー（三重テレビ）